

# 官報号外

昭和四十四年八月三日

## ○第六十一回 参議院會議錄第四十三号

昭和四十四年八月三日(日曜日)

午後七時十八分開議

○議事日程 第四十七号

昭和四十四年八月三日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正する議定書の締結について承認を求めるの件

第二 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 労働保険の保険料の徴収等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う國法法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 大学の運営に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

昭和四十四年八月三日(日曜日)

午後七時十八分開議

○議事日程 第四十七号

昭和四十四年八月三日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正する議定書の締結について承認を求めるの件

第二 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 労働保険の保険料の徴収等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う國法法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 大学の運営に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、副議長不信任決議案(北村暢君外四名発議)  
(委員会審査省略要求事件)

一、日程第七

○副議長(安井謙君) 諸般の報告は、朗読を省略いたしました。

○副議長(安井謙君) 諸般の報告は、朗読を省略いたしました。

昨二日委員長から左の報告書が提出されました。

大学の運営に関する臨時措置法案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

健保法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

健保法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

健保法及び船員保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

健保法及び船員保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

健保法及び船員保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

健保法及び船員保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

健保法及び船員保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

健保法及び船員保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決いたしました旨衆議院に通知した。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

藤田正明君外一名から、賛成者を得て、

十分に制限することの動議が提出されました。

よつて、この時間制限の動議について採決をいたしました。

本決議案は十五分、質疑、討論その他については一人

十分に制限することの動議が提出されました。

よつて、この時間制限の動議について採決をいたしました。

本決議案は記名投票をもつて行ないます。本動議に

賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、

御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないま

す。

〔議場閉鎖〕

〔参考氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) すみやかに御投票願いま

す。——たゞいま行なわれております投票につき

ましては、自後十分間に制限いたします。

〔發言する者多く、議場騒然〕

〔何分に制限したんですか、聞こえませんよ〕

〔十分間と呼ぶ者あり〕まだ投票などしない

〔發言する者多く、議場騒然〕

〔十分間と呼ぶ者あり〕まだ投票などしない

〔發言する者多く、議場騒然〕

〔十分間と呼ぶ者あり〕まだ投票などしない

〔發言する者多く、議場騒然〕

〔十分間と呼ぶ者あり〕まだ投票などしない

〔發言する者多く、議場騒然〕

〔十分間と呼ぶ者あり〕まだ投票などしない

〔發言する者多く、議場騒然〕

〔十分間と呼ぶ者あり〕まだ投票などしない

〔發言する者多く、議場騒然〕

〔十分間と呼ぶ者あり〕まだ投票などしない

審査報告書

大学の運営に関する臨時措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年八月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

文教委員長 久保 勘一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、紛争の生じている大学の自主的收拾の努力をたすけることを主眼として、文部大臣に対する紛争の報告義務、文部大臣の紛争の收拾等に関する勧告権、大学の運営機関の特別措置、教育及び研究の休止、停止及び国立学校設置法の改正等の措置、学問間の紛争解決のあつせん等大学の運営に關し緊急に講ずべき措置を定めることによつて、大学における教育及び研究の正常な実施を図らうとするものであつて、おおむね妥当なものと認めた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年七月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 松田竹千代

## 大学の運営に関する臨時措置法案

## 大学の運営に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、大学紛争が生じてゐる大学によるその自主的な収拾のための努力をたすけることを主眼としてその運営に關し緊急に講すべき措置を定め、もつて大学における教育及び研究の正常な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学紛争」とは、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいふ。以下同じ。)の管理に属する施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻害されている状態をいふ。

## (学長等の責務)

第三条 大学の学長、教員その他の職員は、当該大学の正常な運営とその改善に意を用い、当該大学に大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかにその妥当な収拾を図るように努めなければならない。

2 大学紛争が生じてゐる大学の学長は、当該大

学の最高責任者として、当該大学紛争の収拾にあたつては、指導性を發揮して全学的に職員の

意思の統合を図り、その収拾に關する方針及び措置を決定し、これを推進するように努めなければならない。この場合において、当該大学の管理に属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従つて管理され及び保全されるように適切な措置を講じなければならない。

3 大学紛争が生じてゐる大学の学長その他の機関は、当該大學紛争に係る問題に關し、ふさわしい領域内において提起される当該大学の学生の希望、意見等を適切な方法によつてきくよう努め、これらの希望、意見等で当該大学紛争の妥当な収拾及び当該大学の運営の改善に資すると認められるものについては、その講すべき措置にこれを反映させるように配慮しなければならない。

## (大学紛争の報告)

第四条 国立大学の学長は、当該大学において大学紛争が生じたときは、直ちに文部大臣にその旨及び当該大学紛争の状況を報告しなければならない。

## (運営機関等の特例)

第六条 紛争大学において、その大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定及び執行するため必要があると認められるときは、学長は、評議会(これを置かない大学にあつては、教授会。次項において同じ。)にはかり、次の措置をとることができる。

## 1 次に掲げる機関を設けること。

イ 副学長その他これに準ずる学長を補佐する機関

ロ 大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に關する事項について審議する機関

ハ 大学の運営に關する事項を管理し及び執行する機関

## (文部大臣の勧告)

第五条 文部大臣は、大学紛争が生じてゐる国立大学(以下「紛争大学」といふ。)の学長に対し、

二 学校教育法及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に規定する機関で当該大

当該大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講すべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な勧告をすることができる。

3 第一項の勧告を受けた紛争大学の学長及び当該大学のその他の機関は、その勧告を尊重し、努力をたすけるようなものでなければならぬ。

2 紛争大学においては、学長は、評議会にはかり、当該大学の大学紛争の収拾及び運営の改善に関する諸問題について意見を聴取し又は協議するための会議を設けることができる。

3 第一項第一号イ又はハに掲げる機関の設置及びその他の機関に対する同項第二号の措置は、学長があらかじめ文部大臣に協議して行なうものとし、同項第一号に掲げる機関(同号ロに掲げる機関)については、同項第二号の措置がとられるものに限る。又はその構成員の任命は、学長の申出に基づき、文部大臣が行なうものとする。

4 第一項第一号ロに掲げる機関の構成員には、当該大学の職員のほか、当該大学の職員以外の者で学識経験を有するものを加えることができるものとし、第二項の会議には、これらの者又はふさわしい領域内の問題について当該大学の学生を代表する者を参加させることができるものとする。

(教育等の休止及び停止)

第七条 紛争大学の学長は、大学紛争を収拾するため必要があると認めるときは、大学紛争が生

じては、学部、教養部、大学院研究科その他の部局又は組織（以下「学部等」といふ。）における教育及び研究に関する機能の全部又は一部を、六月以内の期間、休止することができる。この場合において、やむを得ない事情があるときは、その期間を三月以内において延長することができる。

2 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後九月以上を経過した場合又は学部等の大紛争が収拾された後一年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じ、その後六月以上を経過した場合において、なおこれらの大学紛争の収拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育及び研究に関する機能を停止することができる。この場合においては、当該大学の学長に対し所要の措置をとるよう指示するものとする。

3 前項の停止の措置がとられている紛争大学の学部等における大学紛争が収拾されたと認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいて、当該学部等に係るその措置を解除しなければならない。

（教育等の停止に伴う効果）

第八条 紛争大学の学部等について前条第二項の停止の措置がとられたときは、その措置が解除されるまでの間は、次に定めるところによる。

一 当該学部等の職員（次に掲げる者を除く。）

については、任命権者は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十九条及び第八十一条の規定にかかわらず、これを休職にするものとする。この場合において、教育公務員特例法第十条の規定は、適用しない。

2 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後九月以上を経過した場合又は学部等の大紛争が収拾された後一年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じ、その後六月以上を経過した場合において、なおこれらの大学紛争の収拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育及び研究に関する機能を停止することができる。この場合においては、当該大学の学長に対し所要の措置をとるよう指示するものとする。

イ 当該大学の大学紛争の処理に關し特に必要な業務、日常管理業務又は特別の事情により直ちに停止することが困難な業務であつて、文部省令で定めるものに從事する者ロ 非常勤職員ハ 他の法律の規定による休職者及び停職者手当、調整手当、暫定手当及び期末手当のそれぞれの百分の七十以内を支給する。

二 前号の規定による休職者には、俸給、扶養

七 当該学部等の教員の欠員の補充は、行なわぬ。

八 当該学部等の学生については、前条第二項の停止の措置がとられている期間は、法令の規定による在学期間に算入しない。

九 当該学部等の学生の前号の期間に係る授業料は、免除する。

（国立学校設置法の改正等の措置）

十 日本育英会は、当該学部等の学生に対しては、日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）第十六条第一項第一号の学資の貸与を行わないものとする。

十一 条 紛争大学においてその新入学者に対する教育の実施又は学生の卒業が正規に行なわれるといふ見とおしをすることは困難であると認められるときは、当該大学の学長は、入学者の選抜又は学生の卒業に關し、文部大臣に協議しなければならない。

（公立又は私立の大学についての準用）

第十二条 第四条から前条まで（公立大学については第八条第三号を、私立大学にあつては第五

で定める給与を支給することができる。

五 第一号の規定による休職は、この条に別段の定めがある場合を除き、他の法令の規定の適用については、国家公務員法第七十九条の

規定による休職とみなす。

六 前各号に規定するものほか、第一号の休職に關し必要な事項は、人事院規則で定めることとする。

七 当該学部等の教員の欠員の補充は、行なわぬ。

（学部等の間の紛争に係るあつせん）

第十一条 紛争大学の学部等の間で当該大学の運営についての紛争があり、かつ、これが当該大学における大学紛争の収拾にとつて重大な支障となつてゐると認められるときは、当該大学の学長は、関係学部等の長の同意を得て、文部大臣に対し、当事者間の紛争の解決を図るためにあつせんを申請することができる。

二 文部大臣は、前項の申請があつたときは、臨時大学問題審議会によるあつせんに付するものとする。

（紛争大学の入学者の選抜等の協議）

第十二条 紛争大学においてその新入学者に対する教育の実施又は学生の卒業が正規に行なわれるといふ見とおしをすることは困難であると認められるときは、当該大学の学長は、入学者の選抜又は学生の卒業に關し、文部大臣に協議しなければならない。

（公立又は私立の大学についての準用）

第十三条 第四条から前条まで（公立大学にあつては第八条第三号を、私立大学にあつては第五

条、第六条第三項、第八条第一号から第七号まで及び第九号、第九条並びに前条を除く)の規定は、公立又は私立の大学について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	国立大学の学長	公立若しくは私立の大学の設置者又は公立大学の学長
第四条第二項	文部大臣	それぞれ文部大臣又は当該公立大学の設置者
第五条第一項	前項の国立大学の学長	それぞれ前項の公立若しくは私立の大学の設置者又は当該公立大学の学長
第六条第三項	文部大臣	公立大学の設置者
第七条第二項及び第三項	文部大臣	公立又は私立の大学の設置者
第八条第一号	臨時大学問題審議会	あらかじめ文部大臣と協議して
第八条第二号	及び期末手当	期末手当及び寒冷地手当又はこれらに相当する給与
第八条第四号及び第六号	人事院規則	人事委員会規則、地方公共団体の機関の定める規程
第八条第五号	国家公務員法第七十一条(昭和二十四年法律第百五十号)	地方公務員法第二十八条第二項
第九条第一項	公立大学の設置に関する条例	

第九条第二項	文部大臣	公立大学の設置者
	臨時大学問題審議会	公立大学の設置者と協議し
第十条第一項	文部大臣	学部等の間

2 文部大臣は、前項の規定により読み替えられた第五条第一項、第七条第二項又は第九条第一項の協議に応じてその意思を表示するにあたつては、あらかじめ臨時大学問題審議会の議を経るものとする。

(臨時大学問題審議会)

第十三条 文部省に、臨時大学問題審議会を置く。

2 臨時大学問題審議会(以下この条において「審議会」という。)は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び第十条(前条第一項において準用する場合を含む)に規定するあつせんを行なう。

3 審議会は、大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する十五人以内の委員で組織する。

(号外) 報官

一 大学の学長又は教員及び私立大学を設置する学校法人の役員の規定を適用する。

二 その他大学問題に関し広い識見を有する者

3 審議会に、会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 審議会に、会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会の会務を總理する。

7 特別の事項を調査審議するため、及び第二項に規定するあつせんを行なうため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

8 この条に定めるものほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(省令への委任)

第十四条 第七条第一項に規定する部局又は組織の区分、第八条第九号の授業料の免除に關する細目、第十条第二項のあつせんに關する手続その他この法律の執行に關し必要な事項は、文部省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に生じた大学紛争で、この法律の施行後引き続き継続しているものは、この法

律の施行の日に生じたものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、当該大学紛争で同日においてすでに六月以上を経過しているものについては、当該学部等につき当該大学紛争が生じた後五月を経過したものとみなして、第七条第二項（第十二条第一項において適用する場合を含む。）

3

この法律の施行の際に第六条第一項第一号に掲げる機関で同条第三項の協議に係るものに相当する機関を設けている紛争大学において、当該機関を引き続き設置しようとするときは、当該大学の学長は、この法律の施行の日から二十日以内に、当該機関の名称、組織及び所掌事項を文部大臣に報告しなければならない。この場合において、その報告があつたときは、同項の措置がとられたものとみなす。

4

前項の規定は、公立大学について準用する。この場合において、同項中「文部大臣」とあるのは、「文部省設置法の一部改正」と読み替えるものとする。

(廃止)

5 この法律は、その施行の日から五年以内に廃止するものとする。

(文部省設置法の一部改正)

6 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中大学設置審議会の項の次に次のように加える。

臨時大学問題審議会

文部大臣の諮問に応じ、大学の運営に關する臨時措置法（昭和四十四年法律第号）に規定する事項を調査審議し、大学紛争の收拾及び大学の運営の改善に關する重要事項について文部大臣に建議し、並びに同法に規定するあつせんを行なうこと。



## 官 報 (号外)

7

津島 文治君	岩動 道行君	安永 英雄君	佐田 一郎君	北村 暢君	成瀬 幡治君	羽生 三七君	龜田 得治君
和田 鶴一君	河口 陽一君	菅野 儀作君	石原慎太郎君	須藤 五郎君	渡辺 武君	占部 秀男君	大和 与一君
丸茂 重貞君	鹿島 俊雄君	達田 龍彦君	杉原 一雄君	小笠原貞子君	野坂 參三君	木村禧八郎君	藤原 道子君
井川 伊平君	長谷川 仁君	櫻井 志郎君	川上 炳治君	熊谷太三郎君	春日 正一君	河田 賢治君	松澤 兼人君
金丸 富夫君	谷口 勝吉君	久保 勘一君	小野 明君	森 勝治君	岩間 正男君	戸田 菊雄君	須藤 五郎君
村上 春藏君	田中 茂穂君	西田 信一君	山崎 昇君	中村 波男君	山崎 昇君	木村美智男君	渡辺 武君
堀本 宜寒君	山下 春江君	平井 一郎君	米田 正文君	木島 義夫君	大橋 和孝君	前川 旦君	占部 秀男君
平島 敏夫君	田口長治郎君	八木 一郎君	温水 三郎君	松本 賢一君	沢田 政治君	竹田 現照君	大和 与一君
山本 利壽君	寺尾 豊君	平井 太郎君	林 虎雄君	佐野 芳雄君	矢山 有作君	川村 清一君	小笠原貞子君
松平 勇雄君	古池 信三君	郡 祐一君	三木與吉郎君	森 八三一君	鶴園 哲夫君	田中寿美子君	野坂 參三君
青木 一男君	小林 武治君	大矢 正君	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	西村 閔一君	瀬谷 美行君	木村禧八郎君
重政 康徳君	吉武 恵市君	横川 正市君	千葉千代世君	森 中守義君	野上 元君	森中 守義君	藤原 道子君
木村 陸男君	植木 光教君	武内 五郎君	山本伊三郎君	阿具根 登君	阿具根 登君	阿具根 登君	藤原 道子君
上田 哲君	龜井 善彰君	近藤 信一君	鈴木 駿君				
長田 裕二君	上田 稔君	高橋 衛君	森 元治郎君	森 中守義君	森 中守義君	森 中守義君	森 中守義君
和田 静夫君	松本 英一君	加瀬 升君	永岡 光治君	中村 英男君	中村 英男君	中村 英男君	中村 英男君
秋山 長造君	藤田 進君	久保 等君	岡 三郎君	久保 等君	岡 三郎君	岡 三郎君	岡 三郎君

明治二十五年三月三十一日

昭和十四年八月三日

參議院會議録第四十三号

定 一部 四十円  
(配送料共)

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二四四一(天代)

一〇八四